大相模調節池水辺活用調整協議会規約

（名称）

第１条　本会は「大相模調節池水辺活用調整協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、越谷市元荒川・大相模調節池周辺において、都市及び地域の再生等のために利用する施設について、利用調整を図り、幅広い視点から意見を得ることにより活性化拠点を創造することを目的とする。

（組織）

第３条　協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

２　委員の任期は、委員となった日から起算して２年を経過した後の最初の年度末までとし、補欠委員の任期は、残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

３　協議会には、会長、並びに副会長を置き、委員の互選により定める。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会は、事業の企画立案や報告案件がある場合、会長が招集する。

２　会長は、その議題の内容に応じ、必要と認めるときは、協議会に属しない者にアドバイザーとして出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第５条　協議会の事務局は、越谷市とし、当該事務局の庶務は越谷市経済振興課で行う。

（その他）

第６条　この規約に定めのない事項については、会長が協議会に諮り、別に定める。

付則

この規約は、令和４年３月１５日から施行する。

別　表

大相模自治会連合会
川柳地区自治会連合会
レイクタウン北自治会
レイクアンドピース株式会社
特定非営利活動法人　越谷ふるさとプロジェクト
特定非営利活動法人　セイラビリティ越谷
一般社団法人越谷市観光協会
越谷商工会議所
埼玉県河川環境課
埼玉県越谷県土整備事務所
埼玉県東部地域振興センター
越谷市都市計画課
越谷市公園緑地課
越谷市経済振興課